平成２５年（フ）第６７５号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号、前住所大阪府摂津市鳥飼西２丁目26番７号
債務者　河井　儀人
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７６号
大阪府四條畷市中野本町27番２号
債務者　雪本　皆子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７７号
大阪市淀川区木川西４丁目２番28号　柴文化東棟５号
債務者　新谷　由光
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７８号
大阪府東大阪市長栄寺４番５号ストーク三津屋　302号
債務者　柴田　絵理
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６８４号
大阪市東住吉区北田辺４丁目14番７号
債務者　新澤　吏代（旧姓濱）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５１号
神戸市須磨区道正台１丁目１番２―406号
債務者　坂本　友美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５号
神戸市灘区篠原南町６丁目２番12号　303号
債務者　安田　　司
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７８号
名古屋市中村区京田町３丁目20番地　青柳荘Ｃ号
債務者　小二又勝美
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６５号
山口市大内御堀855―１―205号、住民票上の住所山口県下関市大字吉見下1756番地１
債務者　石橋　達也
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目24番８号、前住所鹿児島県薩摩川内市東郷町鳥丸2529番地
債務者　川口　トミ
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目24番８号、前住所鹿児島県薩摩川内市東郷町鳥丸2529番地
債務者　石山　榮子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
青森県弘前市大字早稲田３丁目16番地３　エステート・パレ・わせだⅡ―101号
債務者　棟方　俊貴
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２０号
神奈川県横須賀市津久井１丁目16番50―208号
債務者　清水壽枝子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１６６号
山口県防府市桑山２丁目９番16号、前住所富山市婦中町麦島16番地７
債務者　中野　靖子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
山口県防府市桑山２丁目９番16号、前住所富山市婦中町麦島16番地７
債務者　中村　教雄
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
山口県防府市大字田島756番地の１　レオパレスＢｌｕｅＳｋｙ中関209号、住民票上の住所熊本県荒尾市宮内607番地
債務者　屋　　武志
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
神奈川県横須賀市久里浜台２丁目10番11号
債務者　宮田　好信
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部